

平成 21 年 7 月 30 日 (木)	資料 3-1
平成 21 年度 第 2 回	
大阪府河川整備委員会	

一級河川淀川水系
神崎川下流ブロック河川整備計画

(素 案)

平成 21 年 7 月

大 阪 府

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要	1
1. 流域の概要	1
1.1 神崎川下流ブロックの構成（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）	1
1.2 神崎川下流ブロック流域市の概要	1
2. 流域の特性	3
2.1 自然環境特性	3
（1）地形・地質	3
（2）気候	3
（3）動植物	4
2.2 社会環境特性	5
（1）人口	5
①常住人口	5
②昼間人口	5
（2）土地利用	5
（3）産業	6
（4）公共・レクリエーション施設	6
（5）交通	7
①道路	7
②鉄道	7
③バス	8
2.3 流域の歴史	8
（1）行事・イベント	8
2.4 河川特性	8
（1）河川区間	8
（2）河川景観	9
（3）水環境	10
①水質	10
②下水道整備	10
2.5 水利用と空間利用	10
（1）既得用水の状況	10
（2）河川空間利用	10
①舟運	10

②港湾機能としての利用	11
③高水敷利用	11
④アドプト・リバー・プログラム	11
第2節 河川整備の現状と課題	12
1. 水害の状況	12
1.1 過去の被害状況	12
2. 地震被害	12
3. 河川の整備状況	12
3.1 河川改修の歴史	12
3.2 河道の変遷	13
3.3 河川改修事業	13
(1) 治水事業の沿革	13
(2) 浚渫工事	14
(3) 防潮堤・鉄扉・防潮扉	14
(4) 耐震補強工事	14
第3節 流域の将来像	15
1. まちづくりに関連する主な計画	15
2. 神崎川ネオ・リバープラン	15
第4節 河川整備の目標	16
1. 河川整備計画(当面の実施計画)の目標	16
2. 河川整備計画の対象区間	16
3. 河川整備計画の対象期間	18
4. 河川整備計画の適用	18
5. 洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	18
(1) 1/40確率雨量の算出	19
(2) 1/40確率雨量の設定	19
(3) 神崎川の整備目標	19
6. 河川の適切な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標	19
7. 河川環境の整備と保全に関する目標	20

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに

当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要…………… 21

1. 河床掘削・橋脚補強…………… 22
2. 耐震補強…………… 23

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所…………… 24

1. 維持管理に関する事項…………… 24
 - 1.1 維持管理に関する基本的な考え方…………… 24
 - 1.2 河川管理施設…………… 24
 - 1.3 許可工作物…………… 24
 - 1.4 河川区域等の管理…………… 24
 - 1.5 その他…………… 25
 - (1) 管理の高度化・効率化…………… 25
 - (2) 広域防災機能の充実…………… 25
 - (3) 水防時の施設操作…………… 25
 - (4) 出水時の巡視…………… 25
 - (5) 地震時の管理…………… 25

第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項…………… 26

1. 河川情報の提供に関する事項…………… 26
2. 地域や関連機関との連携等に関する事項…………… 27

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

1. 流域の概要

1.1 神崎川下流ブロックの構成（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）

神崎川下流ブロックは、神崎川が猪名川と合流する地点から左門殿川、中島川、西島川を分派して大阪湾に注ぐ約7.1km区間と、左門殿川、中島川、西島川の3河川を範囲とします。神崎川の流域面積は、猪名川と合流した地点で591.1km²、神崎川下流ブロック流域は大野下水道排水区域を含む内水域に属し、これを加え合計608.6 km²となっています。

河川名	河川区間の始点・終点	延長 (km)	備 考
神崎川	起点) 大阪湾 終点) 猪名川との合流点 ※一級河川神崎川終点： 淀川からの分派点（摂津市一津屋）	7.10 ※18.59	神崎川下流ブロック延長 ※一級河川神崎川延長
中島川	起点) 大阪湾 終点) 神崎川からの分派点	2.82	
左門殿川	起点) 中島川への合流点 終点) 神崎川からの分派点	2.57	
西島川	起点) 淀川への合流点 終点) 神崎川からの分派点	1.49	

1.2 神崎川下流ブロック流域市の概要

神崎川下流ブロックに関連する大阪府の自治体は、大阪市西淀川区と淀川区で、大部分を西淀川区が占めています。

西淀川区は、古代から現在にかけて大きく環境が変化してきました。

古代には、この地域が河川の堆積土砂により形成された土地であることから、舟運が盛んでした。

江戸～明治時代後半には、水辺に近いことから、農・漁村として発展しました。

明治後半～昭和40年代半ばには、工業地帯として発展する一方、公害という負の遺産を背負いました。

そして、昭和40年代半ば～現在にかけて、様々な取組みにより公害から再生し、より良好な居住環境の形成を目指した住宅の街へと変化しつつあります。

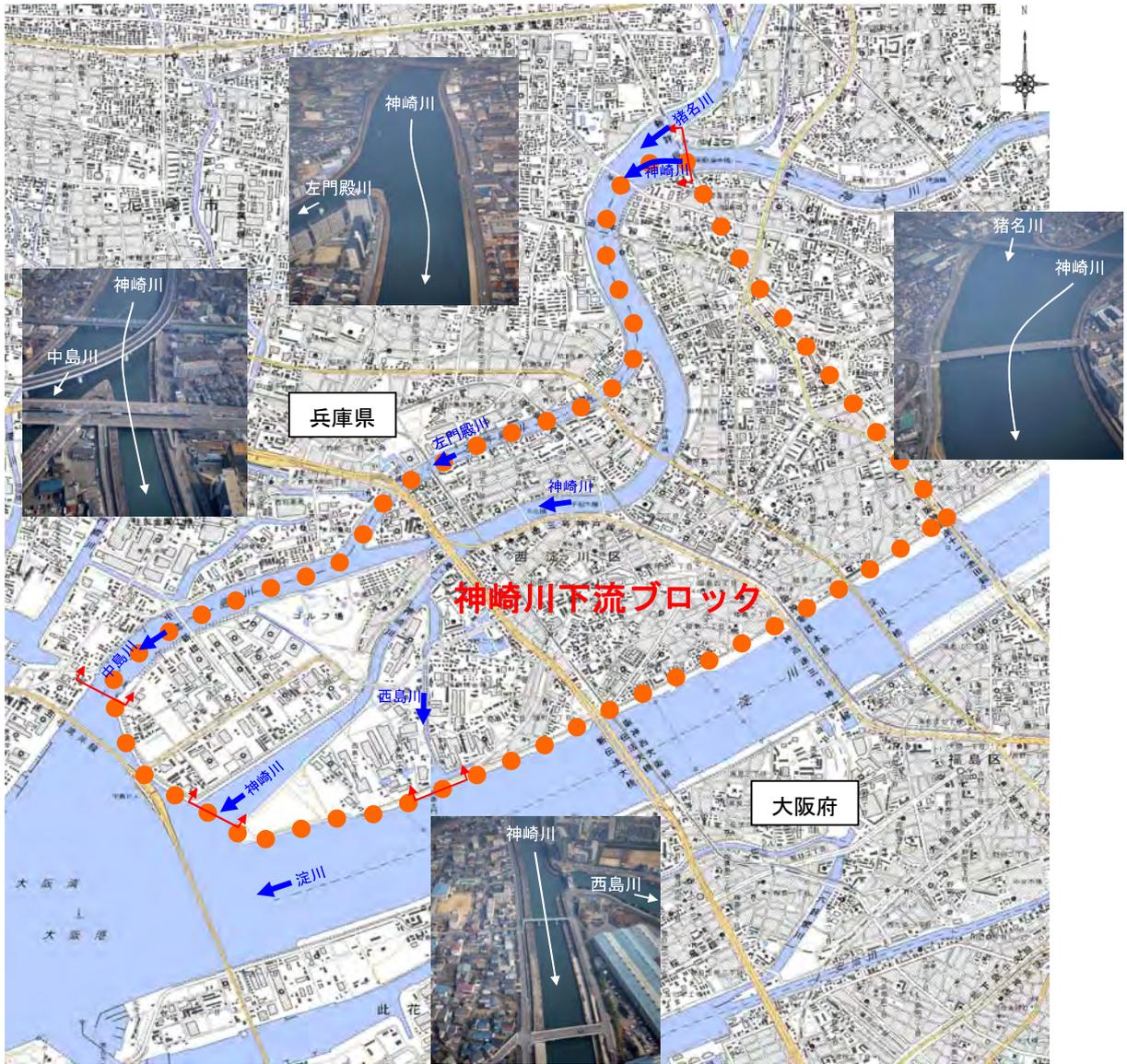


図-1.1 神崎川下流ブロック流域位置図

2. 流域の特性

2.1 自然環境特性

(1) 地形・地質

神崎川下流ブロックは、南から延びる洪積台地（上町台地）によって二分された大阪平野西側低地部に位置し、淀川等が形成したデルタ地帯で近世中期頃に概ね形成されたものです。地形分類では三角州性低地に属しています。

神崎川下流ブロックの地質は、第三紀鮮新世末から第四紀更新世中期の大阪層群、更新世中期以降の地殻変動と気候変動が活発な時期に形成された上部洪積層と沖積層が重なっており、これらは大阪湾で数百～数千 m 程度堆積しています。なお、表層地質は泥に分類されています。

神崎川下流ブロックを含む大阪市内では、昭和 10 年代～昭和 30 年代半ばに、産業活動等に伴い地下水の過剰採取が行なわれ、臨海部の工業地域で地盤沈下が拡大しましたが、昭和 30 年代後半以降、地下水採取規制等の推進により、沈下の進行は鈍化し、近年では沈静化の傾向にあります。

なお、海岸部一帯は、古くからの埋立地で、慶長の末（17 世紀初期）から新田開発が始められ、次々に沖堤が築きあげられ、明治に入るまで行なわれてきました。また、明治 30 年以降も、海面の埋め立てが行なわれてきました。そうした中、淀川と神崎川河口にはさまれた「矢倉緑地」は、大阪市内で唯一残された自然海岸を整備し平成 12 年 9 月にオープンした都市公園で、地域住民の憩いの場となっています。

(2) 気候

神崎川下流ブロックの気候は四季を通して温和で降水量が少ない瀬戸内気候区に属しています。

大阪管区気象台(大阪)の昭和 53 年～平成 19 年の 30 ヶ年間の観測結果によると、年平均気温は 16.8℃、年間平均降水量は 1,283.9mm となっています。

○ 近年の雨の傾向

昭和 53 年～平成 19 年の 5 ヶ年毎の平均気温・降水量観測結果を比較すると、気温は上昇傾向にあり、降水量は 1,200～1,400mm 程度で推移しています。

また、近年、大阪府内の雨量観測所における集中豪雨が観測された数は、

昭和 40 年～昭和 63 年（24 年間）の時間雨量 50mm 以上の発生回数が 21 回、

平成元年～平成 18 年（18 年間）の時間雨量 50mm 以上の発生回数が 43 回と増加傾向にあることがわかります。

特に近年は、ほぼ毎年、時間雨量 70mm 以上の降雨が発生し、その回数も増大しています。

(3) 動植物

○ 植生

神崎川下流ブロック周辺（主に、大阪市西淀川区）においては、都市化が進んでおり、動植物の生息域は限定されています。

西淀川区では、公害から再生した経緯から環境に関する関心が高く、地域住民等による動植物の調査も実施されています。



図-1.2 現存植生図

出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 近畿ブロック
2次メッシュ：大阪西北部（2001年度調査）

2.2 社会環境特性

(1) 人口

① 常住人口

神崎川下流ブロックの大部分を占める大阪市西淀川区は、近年、工場跡地などでの住宅開発が進んでいます。平成 17 年国勢調査による常住人口は、95,662 人で、平成 12 年国勢調査の 92,327 人から 3,335 人増（約 3.5%増）、65 歳以上が 2,980 人増（約 18.6%増）となっています。

西淀川区の人口推移を大阪府と比較すると、大阪府では昭和 35 年の約 550 万人から昭和 50 年には約 828 万人に急激に増え、その後、平成 19 年に 883 万人と緩やかに増加しているのに対し、西淀川区では、昭和 40 年の 121,246 人をピークにその後、減少に転じ昭和 55 年以降は、9 万人台で推移しています。

年齢階級別には 0～14 歳が減少し、65 歳以上が増加してきていますが、区内地区別で見ると、平成 17 年の国勢調査では、御幣島、大和田、姫里、福町で 15 歳未満の割合が 15%以上となるなど、高齢化が進行する一方で近年の住宅開発などにより若年層が局所的に増加している状況が伺えます。

② 昼間人口

昼間人口は、昭和 40 年の 131,073 人をピークに減少し、昭和 55 年に一時減少に歯止めがかかったものの、平成 2 年より徐々に減少し、平成 17 年では 99,584 人となっています。一方、大阪府の昼間人口は、昭和 60 年から 900 万人を超え、平成 17 年では 924 万人となり、ほぼ横ばいとなっています。

西淀川区における昼間人口は、年齢階級別に見ると 55 歳未満が減少してきているのに対し、55 歳以上は徐々に増加しています。これは近年、工場の撤退・廃業による、20～54 歳の減少が大きくなってきている影響と考えられます。

(2) 土地利用

西淀川区は、佃地区などの一部に中高層住宅地を含む住宅地がみられますが、大部分は、阪神工業地帯に属していることもあり、工業用地が多くなっています。昭和 30 年代～40 年代にかけて、これらの工業地帯は、大気汚染の発生源となり、深刻な公害問題を生じさせましたが、いち早く発生源対策を推進してきた結果、一定の成果をあげています。汚濁の激しかった中島大水道（5. (1) 参照）・大野川も、環境改善を図るため大野川緑陰道路（2. 2(4) 参照）として再生され、住民の憩いの場・健康づくりの場として活用されています。

平成 17 年調査によると、西淀川区の工業施設は 18.89%であり、大阪市全体の 7.34%に比べると、圧倒的に工業施設が多く、工場地帯の様子が伺えます。

しかし、土地利用変化の状況によると、西淀川区は、大阪市全体と同様、工業施

設が減少、公園緑地、遊戯・娯楽・サービス施設、業務用地が増加している傾向にあります。

(3) 産業

西淀川区は明治以降から近代工業が集積し、阪神工業地帯の中心となる一大工業地帯となり、重工業を中心とする工場が立地してきました。臨海部は大工場、内陸部に中小企業の町工場が立地しています。

従業員数はこれを反映して第2次産業（特に製造業）で多いのが特徴ですが、重厚長大型工業を中心とした時代からの変容にあわせて減少を続け、近年は工場の撤退・廃業が増えて事業所数も昭和63年をピークとして減少してきています。しかしながら、大阪有数の工業地帯として依然としてその規模を誇っています。

第3次産業は時代ともに事業所、従業員ともに増えてきましたが、近年は卸売・小売の事業所が減少してきています。

(4) 公共・レクリエーション施設

神崎川下流ブロックにおける公共施設は、官公庁が8箇所（出張所、交番を含めると20箇所）、学習・福祉・集会施設が西淀川区民ホールなど8箇所、郵便局（H19年10月より民間移行）は特定郵便局を含めて13箇所、校園・保育園は高等学校が3箇所、中学校が4箇所、小学校が13箇所、養護学校と専門学校が各1箇所、幼稚園が6箇所、保育園が13箇所あります。

公共のレクリエーション施設として、区民がよく利用する施設としては「大野川緑陰道路」、「西淀川図書館」があります。魅力のある地域の施設として区民に親しまれているものに「矢倉緑地」、「大野川緑陰道路」、「西淀川区民会館」、「佃ふれあい公園」、「淀川河川敷・堤防」があります。このうち、「矢倉緑地」（平成12年9月にオープン）では散歩や釣りに利用されており、この来園者の2割が頻繁に訪れ、その9割が西淀川区の住民であることがアンケート結果よりわかっています。

また、「大野川緑陰道路」は緑豊かな空間として西淀川区のシンボルとなっており、多くの住民が憩いのある散歩道として日常的に利用されています。

河川沿いには、「なにわ自転車道」が神崎川左岸を西島川が分流するまでの区間に、「西島川自転車歩行者道路」が西島川左岸を河口付近まで整備されており、市民に利用されています。

(5) 交通

①道路

西淀川区は古くから、大阪と中国地方を結ぶ「中国街道」が通る交通の要所で、中津川を渡る「野里の渡し」や、伝法町から辰巳橋までの「大浦の渡し」などの水運も発達し、人の往来が盛んな地域でした。

現在、西淀川区には、阪神高速道路神戸線・湾岸線・池田線の高速道路 3 線が通っています。また、主要道路として、国道 2 号、国道 43 号の南北軸、淀川通、みてじま筋、姫島通等の東西軸があります。

昭和 34 年から平成 17 年までの西淀川区域における交通量をみると、昭和 36 年～昭和 50 年代後半までは、「モータリゼーション」の発展と共に交通量が増えており、その後、平成初頭にかけて交通量が減少したものの、近年の経済情勢等により、再び増加しています。

高速道路を除く区内を通る主要な道路の交通量について、平成 17 年度の道路交通センサスをみると、国道 43 号の平日 12 時間交通量は 6 万台近くなっています。混雑度を見ると、みてじま筋で 2.10 と高い数字を示しています。

大型車混入率を見ると、高速道路や広域幹線と連絡している淀川通とみてじま筋では 30%以上となっています。市営バスのバスルートであることを考慮しても、かなりの量の大型車両が通行していると推測されます。また、国道 43 号の調査地点はバスルートではありませんが、32.2%と高い数字を示しています。

②鉄道

西淀川区には、JR 東海道本線、東西線、阪神電鉄本線、阪神なんば線が通り、JR 東海道本線塚本駅、JR 東西線加島駅、御幣島駅、阪神電鉄本線千船駅、姫島駅、阪神なんば線出来島駅、福駅があります。

鉄道利用者数（乗車人数）は、昭和 44 年には 69,400 人でピークを迎えましたが、モータリゼーションの発達などにより減少、昭和 50 年 5 月に阪神電車国道線が廃線し、昭和 59 年には 51,865 人にまで減少しました。その後、平成 9 年の JR 東西線の開通、加島駅、御幣島駅近傍の工場跡地へのマンション建設等による沿線人口の増加により徐々に増加し、平成 11 年以降は、60,000 人程度で推移しています。

平成 18 年度の各駅の 1 日当たり乗降客数をみると、JR 塚本駅が最も多く、以下 JR 御幣島駅、阪神千船駅、JR 加島駅、阪神姫島駅、阪神福駅、阪神出来島駅の順になっています。

なお、「阪神なんば線」（西九条～近鉄難波）が平成 21 年春に開通しました。今後、阪神なんば線沿線の人口増、利用者増が見込まれます。

③バス

現在、西淀川区には、大阪市営バスおよび阪神電鉄バスが運行しています。大阪市営バスでは、西淀川区役所近くの歌島橋バスターミナルを中心に区内各地区を連絡する路線網となっており、南北方向に限られる鉄道を補って、東西方向の交通手段となっています。また、阪神電鉄バスは、甲子園方面から野田阪神を結ぶ国道2号を通る路線があります。なお、平成9年3月まで竹島を通る阪急バスの路線もありましたが、JR東西線の開通と同時に廃止されています。

2.3 流域の歴史

西淀川区の文化財としては、「大阪市顕彰碑」の“野里の渡し”、“佃漁民ゆかりの地”をはじめ、“大浦の渡し跡”、“中島大水道跡碑”、“大塚切れ洪水碑”といった川にまつわる多くの史跡があります。また、川や海との関わりを思い起こさせる伝承、地名も多く、地域住民に誇りと愛着を感じさせる要素となっています。

(1) 行事・イベント

西淀川区は、川と海に囲まれた土地柄、河川に関するイベントが多くあります。野里住吉神社の「一夜官女祭」は、河川が氾濫した際の人身御供の名残として有名です。

2.4 河川特性

(1) 河川区間

神崎川下流ブロックの河川区間は、猪名川合流後の神崎川と、神崎川から分派する左門殿川、中島川、西島川の4河川で構成され、大阪湾に注ぐ神崎川が最長の6.9kmの延長となっています。分派した左門殿川は中島川に合流し、中島川は大阪湾に注ぎ、西島川は神崎川から分派して淀川に合流します。また、西島川は出来島水門により、洪水や高潮が神崎川から流入あるいは神崎川へ流入を生じさせないことができるようになっています。

川幅は、神崎川は約200～100m、左門殿川は約100m、中島川は約200～180m、西島川は約100～20mとなっています。河床材料は全川でシルト～細砂の構成です。

全川感潮区間であり、年平均の塩素イオン濃度は左門殿川分派前の神崎橋で1,000～3,000mg/L、神崎川千船橋で3,000～5,000mg/L、中島川合流前の左門殿川辰巳橋で4,000～5,000mg/L（平成12～19年の観測値）であることから、淡水と海水が混じり合った塩分の少ない区域（汽水域）となっていることが分かります。

(2) 河川景観

神崎川下流ブロックは、感潮区間であり高潮対策事業による防潮堤に視界が遮られていることから、堤内地からは河川が見えず、河川景観上考えれば、橋梁からの眺望に限られた状況にあります。

しかし、なにわ自転車道などの高水敷を利用した自転車歩行者道や、佃防災船着場のような水面に近づく施設整備がなされ、河川の風景を眺望できる場所が増えつつあります。また、矢倉緑地から眺める夕景は、阪神高速道路湾岸線のシルエットを浮かび上がらせ、西淀川区の新しいシンボルとなっています。



写真-1.1 防潮堤状況 (1)



写真-1.2 防潮堤状況 (2)



写真-1.3 橋梁からの眺望 (神崎川・城島小橋)



写真-1.4 佃防災船着場



写真-1.5 矢倉緑地からの眺望

出典：西淀川区役所ホームページ

(3) 水環境

①水質

神崎川下流ブロックの水質観測は、神崎川の「神崎橋」及び「千船橋」、左門殿川の「辰巳橋」の3地点において実施されています。神崎川は水質環境基準類型の「B類型」(BOD: 3mg/L以下)、達成期間「5年以内で可及的速やかに達成」に指定されています。

②下水道整備

大阪地域の下水道事業は、大阪市による明治27年の中央部下水道改良事業に始まり、その後、都市計画第1期～第5期下水道事業、下水道整備10か年計画事業、第1次～第9次下水道整備5か年計画事業などにより整備が進められてきました。

西淀川区は、単独下水道計画区域の大野処理区域に属し、下水道普及率は、ほぼ100%に達しています。

また、神崎川下流ブロック周辺は、降った雨が自然に河川に流入しない内水域となっています。そのため、近年増加している都市型の浸水被害の抜本的な対策として、大阪市により「淀の大放水路」の建設が平成3年3月から始められています。

2.5 水利用と空間利用

(1) 既得用水の状況

神崎川は、平常時に河川浄化のため、摂津市一津屋取水口から、10m³/sの淀川の水が供給されています。現在、神崎川には、工業用水及び、上水、水道水、河川水質常時監視を目的とする許可水利権(国許可・淀川水系としての水利権。河川水質常時監視は府知事許可)がありますが、神崎川下流ブロックでは、大阪市環境保健局による河川水質常時監視による取水が行なわれているのみとなっています。慣行水利権は、存在していません。

(2) 河川空間利用

①舟運

神崎川では、古くは舟運が盛んでしたが、貞享元年(1684年)の河村瑞賢による安治川開削により、神崎川の舟運は次第に衰退しました。しかし、明治・大正期に、神崎川や大野川(昭和45～47年に埋立てられ、「大野川緑陰道路」となっています: 位置は2.2(4)参照)の沿川に近代工場が建設され、燃料や原材料、製品を満載する船が再び往来するようになりました。その後、昭和7年の神崎川改修工事により、護岸整備・浚渫が実施されたことで、船が往来し易くなりました。

現在においても、神崎川では、船の往来を見られます。

②港湾機能としての利用

神崎川及び中島川河口は、大阪湾に近いこと、河岸に荷役施設が設置され、港湾活動が実施されています。

③高水敷利用

都市を流れる河川の河川区域、特に高水敷は、数少ない自然と触れ合える空間です。

神崎川下流ブロックにおいては、防潮堤により、高水敷へ容易にアクセスできませんが、「なにわ自転車道」や「佃防災船着場」のような、水辺へ近づける施設が整備されています。

④アドプト・リバー・プログラム

大阪府では、地域に愛され大切にされる川づくりを目指し、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を、平成13年7月から開始しています。

神崎川下流ブロックでは、西淀川区佃2丁目地内（佃ふれあい公園西端～阪神電鉄本線の約250m）で『大阪アドプト・リバー・佃2丁目堤防に緑を』、神崎川中島川合流点付近で『大阪アドプト・リバー・川北』が実施されています。

第2節 河川整備の現状と課題

1. 水害の状況

1.1 過去の被害状況

西淀川区は大阪湾沿岸部に位置するため、洪水による被害に加え、室戸台風をはじめとする高潮被害、地震による津波被害を度々受けてきました。特に、低地であるため高潮による被害が甚大でした。

また、近年においては集中豪雨による内水被害が頻発しており、平成14年には129戸が床下浸水しています。このような近年の増加する都市型の浸水被害の抜本対策として淀の大放水路の整備が進められています。

2. 地震被害

西淀川区を含む西大阪地域は、太古の昔は海であり、「難波江」とよばれていました。淀川などにより、長い年月をかけ、土砂を堆積させ、いくつかの州ができあがり、「なにわの八十島」を形成、その後「新田開発」と「埋め立て工事」により現在の地形が形成されました。

このように形成された地盤は地震に弱く、平成7年の阪神淡路大震災では、西淀川区においては、人的な被害は無かったものの、液状化により、神崎川堤防などの施設被害が多数発生しました。

大阪府では、これを契機に震度4及び5で不安定な区間の耐震対策を完了させることを当面の目標として、「地震防災アクションプログラム」を策定し、計画的に耐震対策事業を推進してきました。また、平成21年3月に本プログラムを改訂し、計画的に対策を進めることとしています。

3. 河川の整備状況

3.1 河川改修の歴史

西淀川区は、「摂津水所」とよばれる低湿地帯に位置し、淀川と神崎川に囲まれている上、神崎川は土砂の堆積により河床が高い天井川でありました。江戸時代中期まで、沿川の土地は、川の水面より低いため、洪水が起こると容易に排水せず、一帯の住民は、多大な被害を受けていました。

そのため、延宝6年(1678年)、毎年のおきる水害を絶つため、西淀川区で初めての本格的な開削工事となる「中島大水道」の整備に着手しました。

「中島大水道」は、工事費の一切を農民負担による「百姓普請」であったが、着工後わずか50日間で完成したといわれています。

その後、明治8年にオランダ人技師デ・レーケによる「淀川改修事業」があり、明治11年には、神崎川の付け替えが行なわれました。

戦後には、ジェーン台風、第二室戸台風の被害を契機とする「高潮対策事業」により防潮堤が築かれ、現在の神崎川に至っています。

3.2 河道の変遷

古代の大阪地域は、生駒山から千里山丘陵付近まで、「難波江」と呼ばれる海でした。それ以降、淀川や大和川などの土砂が堆積していくつかの州ができ、「なにわの八十島」を形成しました。

その後、埋め立による造成や新田開発が行なわれ、それに伴う堤防などの治水事業も行なわれました。

延宝6年(1678年)に「中島大水道」の整備、明治11年に神崎川の付け替えにより、ほぼ現在の河道形状が形成されました。

戦後に撮影された空中写真を見れば、神崎川などの平面線形には、変化がありませんが、大野川の埋め立て(昭和46年～平成2年の間)や、国道43号・阪神高速道路の整備など、周辺地域の変化が伺えます。

3.3 河川改修事業

(1) 治水事業の沿革

神崎川の河川改修工事は、昭和初期の左門殿川への分派工事から着手され、戦前の室戸台風(昭和9年9月)、戦後のジェーン台風(昭和25年9月)、第二室戸台風(昭和36年9月)等の高潮・洪水による被害のたびに復旧工事が行なわれてきました。

昭和25年には、東海道本線より下流において、中小河川神崎川改修工事に着手、昭和36年9月の第二室戸台風による甚大な被害により、高潮対策緊急三ヵ年計画が策定され、堤防の嵩上げを優先して工事が実施されました。

昭和40年度には第二次治水事業五ヵ年計画を策定、高潮対策事業として、出来島水門、西島水門をはじめとする防潮水門10水門を設置、昭和46年以降は、内水排除対策にも着手し、旧猪名川水門(豊中市管理)などの排水機場が設置されました。

大阪湾は、その地形的条件から高潮が発生しやすく高潮対策については、上記のように、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に高潮対策事業が進められ、現在、神崎川筋では防潮高さが確保できています。

また、西大阪地域では、地盤が弱いこともあり、耐震補強工事を昭和48年度より実施していましたが、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に基準を見直し、地震に対しても堤防・護岸が安全に機能するよう再補強を行なっています。

また、大阪府では、神崎川の洪水対策として、全体計画(平成9年11月、治水安全度1/40)に基づき、主に河床掘削を実施しています。

なお、神崎川下流部は、国直轄河川である猪名川が合流した後の下流部を大阪府・兵庫県で管理、整備している特異な区間です。

(2) 浚渫工事

神崎川では、主に「洪水対策」のため、昭和 52 年以降定期的に土砂の浚渫工事を行なっています。

(3) 防潮堤・鉄扉・防潮扉

現在、神崎川筋では防潮施設（防潮堤、防潮水門、防潮鉄扉）により防潮高さが確保できています。この内神崎川下流ブロックでは、橋梁桁下高が不足する箇所等において、鉄扉・防潮扉といった暫定的な処置により、当面の安全度を確保している箇所が 10 箇所あります。

(4) 耐震補強工事

神崎川では、平成 7 年の阪神・淡路大震災の被害により、順次、堤防や護岸の耐震補強工事を行なっています。

今後、地震防災アクションプログラム（平成 21 年 3 月）に沿って、海溝型地震への対応とあわせ直下型地震への対策を並行し、防潮施設の機能が損なわれ浸水被害が発生するおそれがある箇所について照査を行ない、耐震補強を実施します。

第3節 流域の将来像

1. まちづくりに関連する主な計画

神崎川下流ブロックに関連する計画としては、大阪府や大阪市の総合計画をはじめ、都市基盤整備の具体的な施策として示される地域整備アクションプランなどがあり、まちづくりの方向性が示されています。

2. 神崎川ネオ・リバープラン

下水道や、周辺地域の緑化、“なにわ自転車道”などの河川環境の整備に加え、交流やふれあい、生き物にやさしい次世紀にむけての新たな神崎川を目指す整備構想。

プランの策定にあたっては、住民意識調査を実施し、「現在の問題点」、「上位計画における神崎川の目指すべき方向」、「神崎川への要望事項」を整理、課題を抽出し、「基本方針」を設定しています。

神崎川河口～猪名川合流点の区間は、①中島海岸～矢倉地区を拠点とした『週末遊び（非日常的）のゾーン』と、②佃地区を拠点とした『都市河川の眺望ゾーン』の2ゾーンが設定され、各ゾーンの共通整備メニューとして、「背後地との一体整備」、「都市の防災空間としての機能整備」、「地先利用空間の整備」も盛り込み、一体的な整備を行なっていくことが重要であるとしています。

第4節 河川整備の目標

1. 河川整備計画（当面の実施計画）の目標

早期の治水安全度の向上を図るため、今後概ね30年間の当面の整備実施計画の目標としては、神崎川神崎橋地点を計画基準点とし、40年に1度の規模の降雨を対象とします。

2. 河川整備計画の対象区間

本計画の対象は、神崎川下流ブロック内の全ての一級河川で、そのうち計画的に河川整備を実施する区間は、これまでの河川整備状況を勘案し、所定の治水安全度に達していない箇所のうち、下記に示す通りです。

なお、河川の維持については、神崎川下流ブロックの全ての一級河川で行なうこととします。

表 整備対象区間

河川	施工の場所	整備延長
神崎川	河口～猪名川合流点下流	7.10km
中島川	河口～神崎川合流点下流	2.82km
左門殿川	中島川合流点上流～神崎川分派点下流	2.57km
西島川	河口～神崎川分派点下流	1.49km

表 計画対象区間と整備内容

整備内容	河川	区間	概要
河床掘削・ 橋脚補強	神崎川	神崎川河口～猪名川合流点	河床の掘削を行いません。実施に当たっては周囲への影響が小さくなるように配慮します。（中島川は河床掘削完了） 河床掘削に伴い、橋脚部の補強が必要と想定される橋梁（左門橋外10橋）については、照査を行い対策を講じて行きます。
	左門殿川	中島川合流点～神崎川分派点	
橋脚補強	中島川	河口～神崎川分派点	
耐震補強	神崎川		海溝型地震への対応とあわせ直下型地震への対策を並行し、防潮施設の機能が損なわれ浸水被害が発生するおそれがある箇所について照査を行ない、耐震補強を実施します。
	左門殿川		
	西島川		
	中島川		

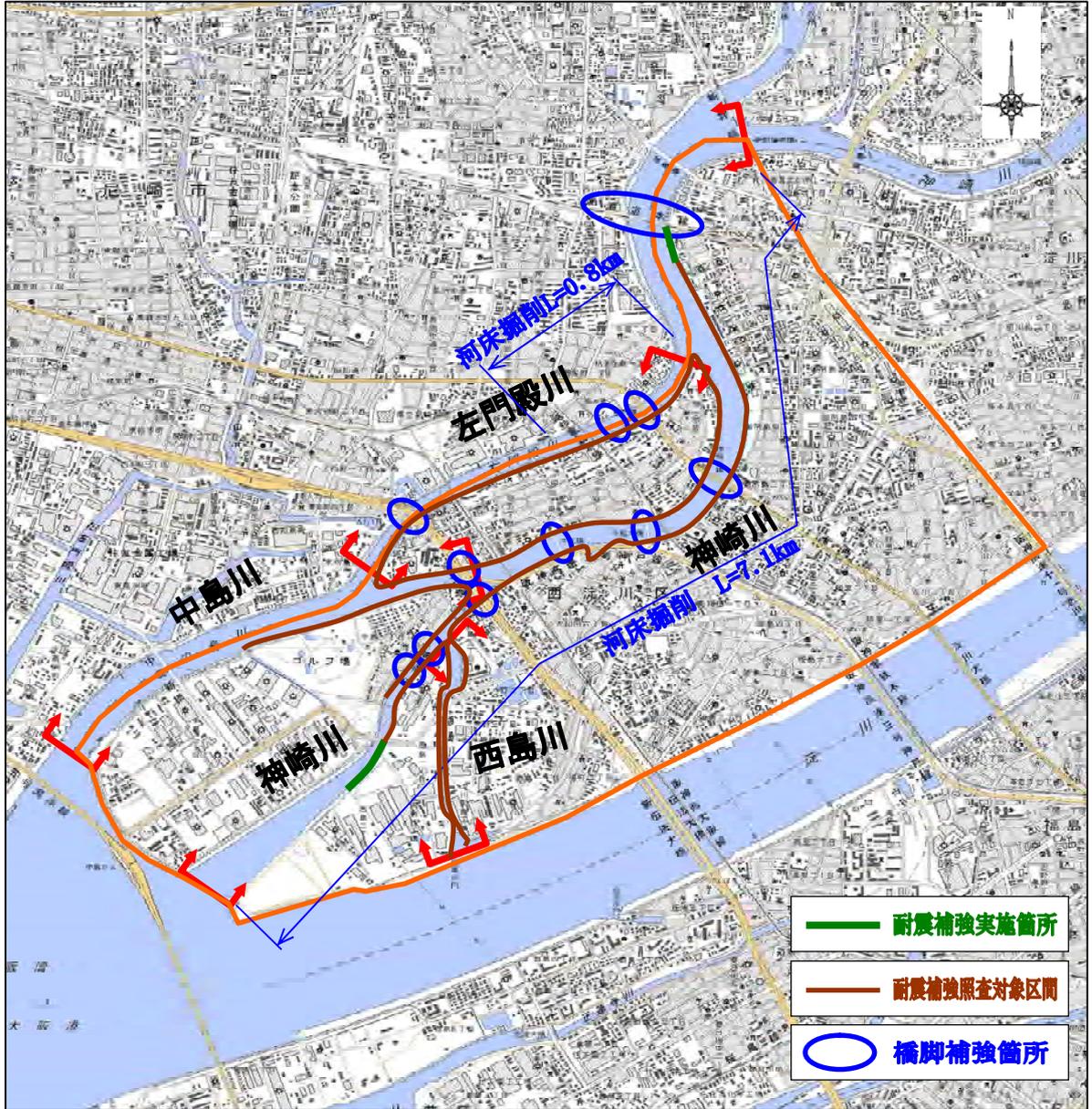


图-2.1 整備対象区間位置图

3. 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は、計画策定から概ね 30 年とします。

4. 河川整備計画の適用

本計画は、大阪府における現時点での当面の河川整備水準の目標に配慮し、かつ流域の社会状況、自然環境、河道状況に基づき策定されたものです。

本計画の適用にあたっては、策定後にこれらの状況の変化や、新たな知見・技術の進歩などの変化によっては、適宜、河川整備計画の見直しを行なうものとします。

5. 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

神崎川下流ブロックでは、長期目標を踏まえ、整備計画対象期間内で各河川の状況に応じた段階的な整備を行ないます。

当ブロックの河川の重要性を考慮し、現状の治水安全度から長期目標に向けて早期に治水安全度の向上を図る必要があります。

対象期間内では、猪名川における直轄事業による河川整備、神崎川上流域において安威川の上流で概ね 100 年に一度発生する規模の降雨（日雨量 247mm）で発生する洪水を調節するダム建設（大阪府）が行なわれます。

当ブロック河川では現状で可能な河床掘削を進め、これにより概ね 40 年に一度発生する規模の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標とします。

高潮については、伊勢湾台風級の超大型台風が、大阪湾に最悪のコース（室戸台風、昭和 9 年 9 月、大阪湾通過経路）を通り、満潮時に来襲した場合にも対応できる防潮施設が整備されており、今後も同等の安全度を引き続き確保します。

河川施設の耐震対策としては、想定される直下型地震に対して、早期に修復可能な損傷に留める、あるいは、損傷しない地震対策として堤防の耐震化を進めており、今後も引き続き実施していきます。

近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震に伴う津波対策として、水門、鉄扉の電動化、自動化や不測の事態へのバックアップ対策、さらに迅速な水防体制の確立などの対策を進め、流域市（大阪市）と連携し、津波ハザードマップをはじめとする住民への情報提供や避難活動の支援などのソフト対策に努めます。

各河川ではそれぞれの河道特性、周辺の自然環境や動植物の生息、生育に配慮した整備を行なうものとします。

河床掘削については、掘削域が海面標高以下の OP-3.5m～OP-0.3m の範囲であることや、上流部 2.7K～9.8K の掘削高は平均 0.6m 程度であり、これに伴う汽水域の変動や魚類の生態系に対する影響は少ないものと考えます。

(1) 1/40 確率雨量の算出

神崎橋基準点における流域平均雨量の 9 時間雨量を標本に確率統計解析を実施し、9 時間雨量の 1/40 確率雨量を算定します。

この結果、9 時間雨量は 163mm /9hr となります。

(2) 1/40 確率流量の設定

神崎橋を基準点とした当面の整備の目標とする規模は 1/40 確率とします。

計画降雨波形（群）と各降雨時の湿潤状態から求まる流出（群）に対し、一庫ダム、箕面川ダム、安威川ダム、の洪水調節を行なった場合の各地点の最大流量を示します。

(3) 神崎川の整備目標

神崎川下流ブロック各河川において現状で掘削可能な河床高を、各橋梁の基礎高さを確認しつつ河口の沖合いを極力掘削しないこと、猪名川における河道整備との整合性、河床の安定性、局所的な土砂の堆積の軽減を考慮して設定しました。

神崎川上流の安威川ダムの整備により、神崎川は概ね 40 年に 1 度の洪水を安全に流すことができます。

このとき、神崎橋基準点の流量は概ね 3,400m³/s となります。

6. 河川の適切な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標

正常流量については、神崎川下流ブロックの河川は感潮区間に位置し、河川水位が潮位によって支配されているため低水管理を適切に行なうための基準地点が設定できず、正常流量の設定が行なえません。

しかしながら、神崎川は平常時において、10m³/s の水が淀川から神崎川に供給（導水）されており、国管轄管理河川である猪名川小戸、安威川千歳橋地点からの正常流量とともに、動植物の生息地、生育地の状況や流水の清潔の保持に必要な流量として、今後も確保に努めます。

7. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川空間を市街地における貴重なオープンスペースとして人々が快適に河川を利用できるよう地域や市民団体、関係機関と連携し、水辺広場などの人と川とのふれあいの場の整備や適切な維持管理に努めます。

神崎川の矢倉緑地につづく高水敷については、わずかに残された貴重な自然環境を有する矢倉海岸とともに、市街地における貴重なオープンスペースとして多くの人に利用されています。河川沿いには「なにわ自転車道」、「西島川自転車歩行者道」のレクリエーション施設も整備されており、これらの限られた河川空間の保全を図るとともに、秩序ある利用の促進に向け、施設管理者及び占有者に対して適切な指導に努めます。

また、生物多様性保全のため特定外来生物等、外来種の無秩序な移植など、生態系のバランスを急激に変化させるような行為については、関係機関へ通知し適正な指導と再発防止に努めます。

また、神崎川では大阪府が行う「河川水辺の国勢調査」等により環境調査を実施してきており、今後も河川環境のモニタリングを継続していきます。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

神崎川の河川整備は、概ね40年に一度発生する規模の降雨による洪水を対象とし、計画対象区間において、現況河道の掘削、護岸・堤防の耐震補強、改修に当たっては、周辺の環境に配慮します。

表 整備目標流量一覧表 (単位: m^3/s)

河川名	基準点名	整備目標流量
神崎川	神崎橋	3,400

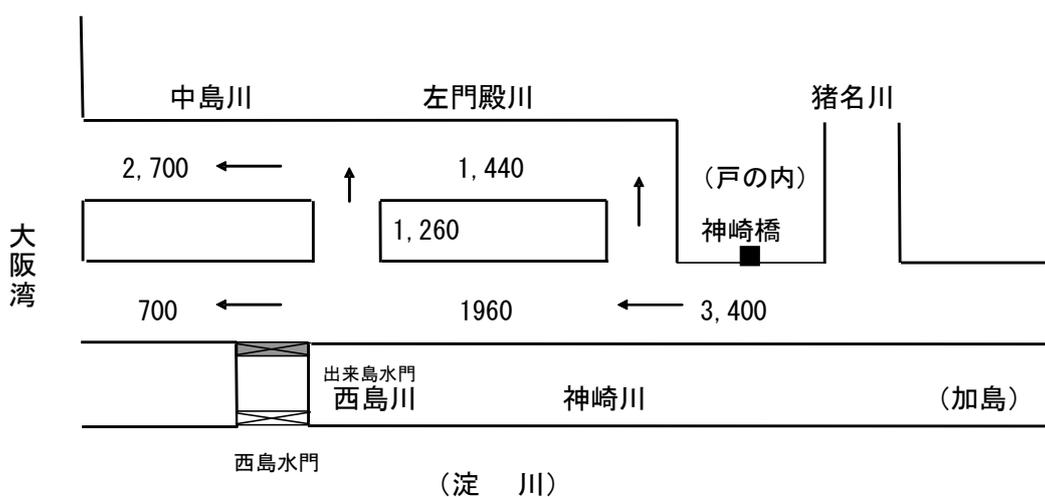


図-2.1 流量配分図 (1/40年確率)

単位 (m^3/s)

1. 河床掘削・橋脚補強

神崎川では、神崎川全体計画（平成9年策定）による概ね40年に1度の治水安全度を目標に、河床掘削を段階的に行なってきました。今後も引き続き概ね40年に1度の治水安全度を目標に、河床掘削を行ないます。

また、河床掘削に伴い橋脚部の補強が必要と想定される橋梁（左門橋外10橋）については、照査を行い対策を講じて行きます。なお、実施にあたっては、各橋梁管理者及び、関係機関と協議し計画的に対策を進めることとします。

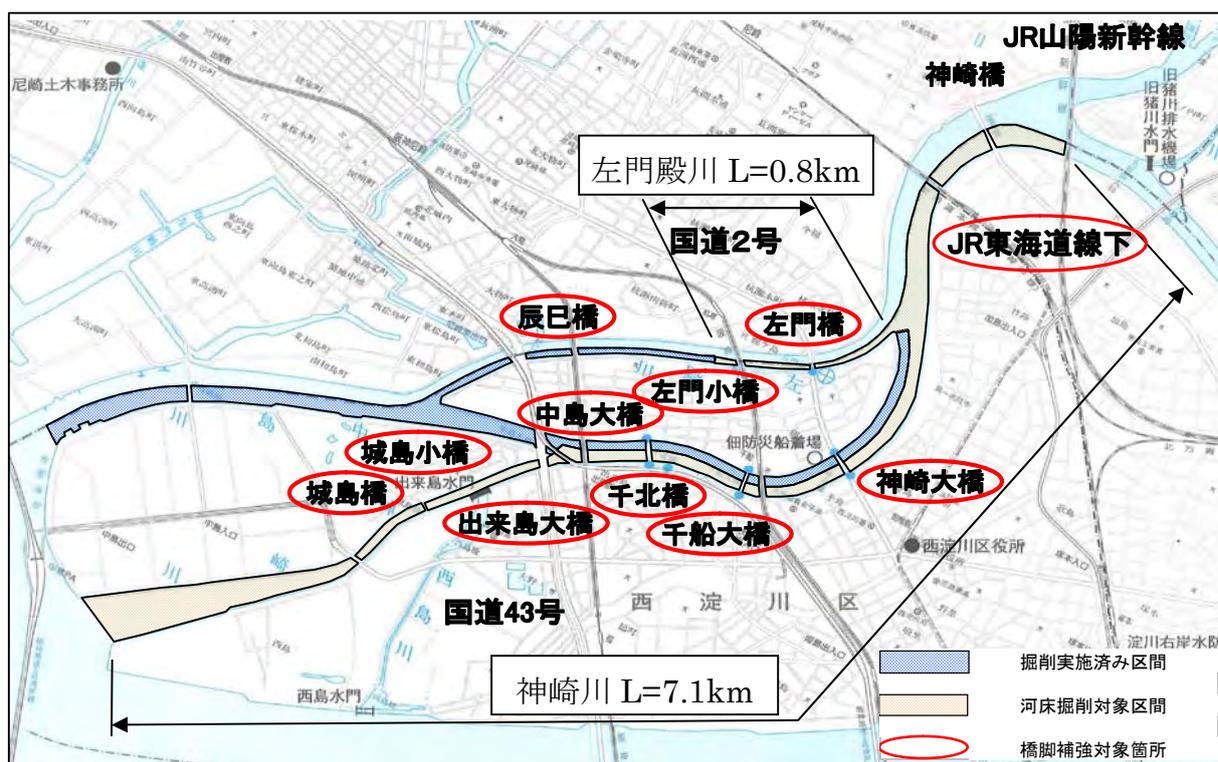


図-2.2 河床掘削・橋脚補強対象箇所

表 計画対象区間と整備内容

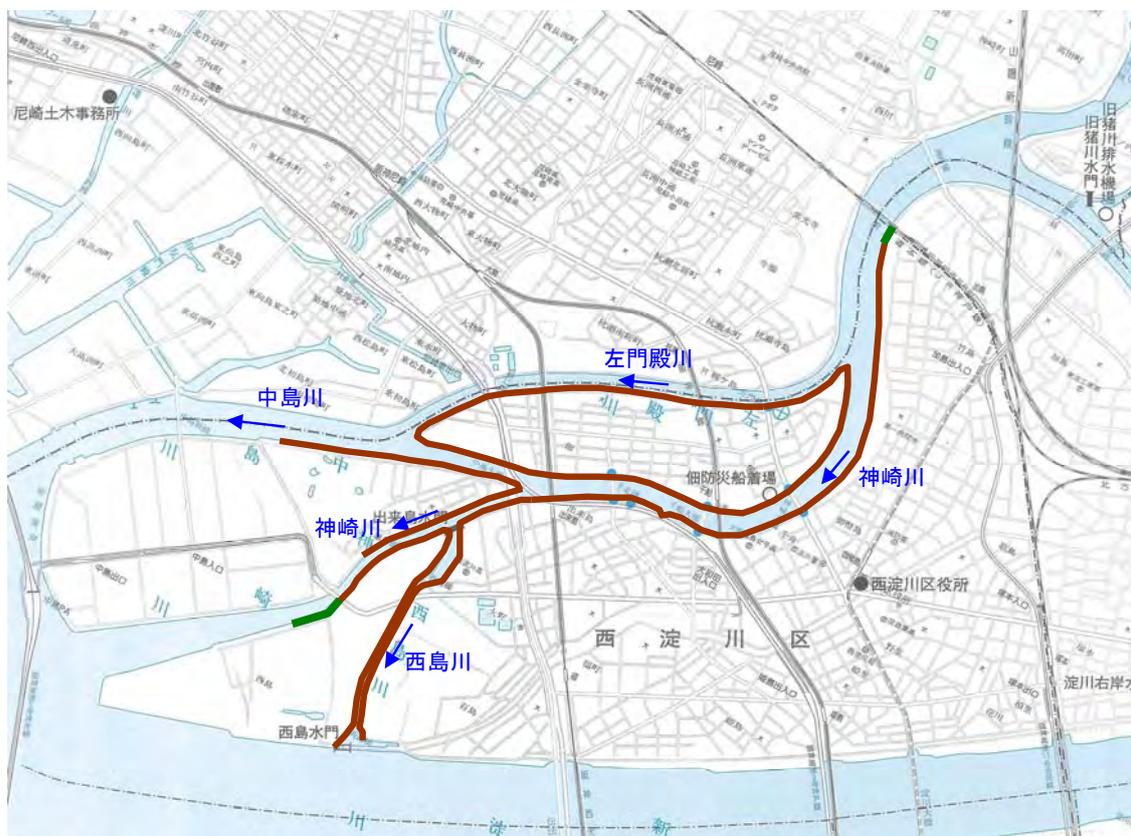
整備内容	河川	区 間	概 要
河床掘削・ 橋脚補強	神崎川	神崎川河口 ～猪名川合流点	河床の掘削を行ないます。実施に当たっては周囲への影響が小さくなるように配慮します。（中島川は河床掘削完了）
	左門殿川	中島川合流点 ～神崎川分派点	
橋脚補強	中島川	河 口～神崎川分派点	河床掘削に伴い、橋脚部の補強が必要と想定される橋梁（左門橋外10橋）については、照査を行い対策を講じて行きます。

2. 耐震補強

地震に対する対策として今後、南海トラフによる東南海・南海地震等の揺れによる被害とともに津波被害をもたらす海溝型地震への対策とあわせて、発生すると局所的に甚大な被害をもたらす上町断層帯等の活断層による直下型地震への対策を並行して行なう必要があります。

神崎川下流ブロックでは、直下型地震により被災した際にも、津波等による二次災害を生じさせない堤防高さを確保できる護岸・堤防等の耐震補強を実施します。

これらについては、優先度に応じて照査を行ない耐震対策事業を実施していきます。



凡例： ■ 護岸・堤防耐震補強実施箇所

■ 護岸・堤防耐震補強照査対象区間図

図-2.3 耐震補強箇所位置図（平成 21 年 6 月現在）

表 計画対象区間と整備内容

整備内容	河川	概要
耐震補強	神崎川	海溝型地震への対応とあわせ直下型地震への対策を並行し、防潮施設の機能が損なわれ浸水被害が発生するおそれがある箇所について照査を行ない、耐震補強を実施します。
	左門殿川	
	西島川	
	中島川	

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

1. 維持管理に関する事項

1.1 維持管理に関する基本的な考え方

河川の維持管理は、災害防止、河川利用、環境保全などの目的に応じた管理、堤防や護岸などの河川管理施設の種類に応じた管理など、広範、多岐にわたります。

これらを効果的、効率的に実施するため、限られた資源（予算、人材）の下で選択と集中、創意工夫を最大限に発揮し、適切に実施していくものとします。

さらに、長期・持続的に河川の変化を把握・分析し、必要な措置を講じるための合理的な仕組みとして、巡視・点検、維持・補修、評価・改善検討などの一連の行為からなる維持管理体系を構築していきます。

1.2 河川管理施設

神崎川下流ブロックにおける河川管理施設には、護岸、防潮堤、防潮水門、防潮鉄扉、排水機場、防災船着場があります。

洪水の安全な流下に支障となる河道内に堆積した土砂は、環境上の影響に十分配慮した上で、浚渫を行います。堆積土砂の浚渫にともない、環境基準値を超過するダイオキシン類等が発見された場合は、学識経験者等からなる委員会での検討を踏まえ、対策を行います。

防潮堤、護岸については、コンクリート擁壁、鋼矢板、土堤など種々の構造がありますが、毎年出水期前に職員が市・水防団とともに巡視、点検を実施し、異常個所の発見や、安全性を判定した上で適切な対策を行います。

また、鋼矢板については、腐食の程度や塗り替え後の経過年、上下流の位置等から判断して塗り替えを行い、適切な維持管理を行います。

防潮水門、排水機場については、巡視、点検、維持補修等を計画的に行い、良好な状態を保持します。

防災船着場については、天端部の舗装など、適切に維持管理を実施いたします。

1.3 許可工作物

許可工作物である橋梁、樋管などの構造物についても毎年出水期前に、河川監理員である職員が施設の管理状況を点検するとともに、施設管理者に対しても点検を指示し、必要に応じて対策を指導します。

1.4 河川区域等の管理

河川空間への不法投棄や不法占拠等の監視・是正を図るため、河川巡視を行なっていきます。

また、安全で快適な河川空間の確保のため、河川利用が行われる施設の点検および補修を行ないます。さらに、近年の川に対する高まりとともに、住民活動も活発に行なわれてきており、今後も河川の美化に向けて、河川管理者、自治体、関係住民、NPO 等と協働で清掃活動等を実施します。

1.5 その他

(1) 管理の高度化・効率化

光ファイバーネットワークを活用して水門・鉄扉を遠方監視することにより防潮施設管理の高度化・効率化を進めます。

(2) 広域防災機能の充実

災害時の避難経路として、管理用通路の機能を維持します。また、防災船着場については平常時から適正な維持管理を行なうとともに、防災機能を最大限に発揮させるため、防災船着場と広域避難所のネットワーク化を図ります。

広域避難所：佃、出来島、中島

防災船着場：佃防災船着場（整備済）、西島防災船着場（整備中）

(3) 水防時の施設操作

防潮水門や防潮鉄扉の操作指令を迅速・確実に伝達するための体制と施設設備の充実を図ると共に伝達訓練を実施していきます。

防潮鉄扉については、水防団など関係機関の操作訓練において操作技術の向上のための指導を行なっていきます。

また、防潮水門については操作人員の確保に努めると共に、試運転による操作技術の習熟を図っていきます。

(4) 出水時の巡視

出水時には河川巡視を行ない、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動が行なえるように努めます。洪水や高潮の発生により堤防等の河川管理施設が被害を受けた場合は、二次災害を防止するため応急的に機能回復を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行なうとともに、適切なモニタリングを実施していきます。

(5) 地震時の管理

地震が発生した場合は、各管理者の点検要領等に基づき速やかに点検を実施します。点検の結果、堤防等の河川管理施設に異常が発見された場合は、被災規模等を考慮し、適切な対策を行なうとともに、モニタリングを実施していきます。

第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 河川情報の提供に関する事項

神崎川下流ブロックは、低平地に人口が集中する中JR東西線が地中部を走り、さらに水道・ガス・電気などのライフラインが密集しており、一旦大規模な津波や洪水などによる水害が発生すると都市機能が麻痺し、人命や資産に甚大な被害を生じさせるという大都市ならではの特徴があります。こうした水害に対応するには、ハード整備による対策だけでなく、ソフト対策にも重点をおき、被害を最小限にとどめるための方策を検討することが重要になります。

このため、緊急時においては大阪府HPのおおさか防災ネットや河川防災情報、防災情報システム等を活用して防災情報を提供していきます。

また、平常時においては、津波・高潮ステーションを活用して津波・高潮に関する府民の防災意識の向上や、国内外への大阪府での取り組みの紹介していきます。

河川と人々のくらしの歴史の変遷や、身近な生活空間、観光資源としての川に関する情報等を、子どもたちの学習の場や様々なイベント等を通じて、関係機関と連携して広く住民に提供するよう努めていきます。

また、これらの河川情報の提供のほか、当該地域が低平地で水害に対する危険性が高いことや、そのために整備を行ってきた治水関連施設の役割や治水対策の重要性、さらに河川整備の状況や河川環境の現状を積極的に広報していきます。

さらに、住民の方々への各々のニーズに対応した河川に関する情報を提供するため、河川環境情報図はホームページなどを通じて公開するとともに、住民の方々からの情報提供もいただき、それを反映させて河川環境情報図の内容を充実させることで、情報の共有化を進めていきます。その際には、住民の誰もが理解しやすいように、寄せられた意見をもとに改良・工夫を加えるとともに、過去に起きた水難事故やその状況等についても盛り込んでいくことで、注意を喚起し、その再発防止に努めます。

2. 地域や関係機関との連携に関する事項

高潮や津波などの水害からまちを守るため、対象河川では人的な操作により水門や防潮鉄扉等の閉鎖を行なう必要があり、そのうち防潮鉄扉の操作は地元の水防団や民間の鉄扉利用者により行なわれます。そのため日頃から施設操作の重要性についての認識が深まるよう啓発に努めるとともに、非常時に迅速な対応ができるよう訓練を実施し、施設操作の習熟と連携強化に努めます。

中島川・左門殿川については右岸を兵庫県、左岸を大阪府が管理していることから、兵庫県と緊密に連携し、治水対策・維持管理・水防活動等の実施に努めます。

また、大阪市の関係部局、各区役所、警察などと災害時の現場レベルでの連携体制、情報伝達方法について検討を行い、迅速かつ的確な水防活動が行えるよう努めます。

河川利用の促進に向けて地域住民や関係機関との一層の連携に努め、各河川で行なわれている住民やNPO法人等による河川愛護活動などの取り組みを積極的に支援し、河川環境の保全・再生及び維持管理を共に行なうよう努めていきます。